

令和四年環境省令第十五号

地球温暖化対策の推進に関する法律第六十
四条第四項の規定により地方環境事務所長
に委任する権限を定める省令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年
法律第一百七号）第六十四条第四項の規定に基づ
き、地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四
条第四項の規定により地方環境事務所長に委任す
る権限を定める省令を次のように定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二
条の二第四項第五号の規定による環境大臣の権
限は、計画策定市町村（同条第一項に規定する
計画策定市町村をいう。）の区域を管轄する地
方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣
が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する
法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五
十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から
施行する。